

明石市一般廃棄物処理基本計画（素案）について

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の適正な処理を目的として一般廃棄物処理基本計画を定めております。

計画における、基本理念・基本方針・基本施策については現計画を引き継ぎながら、廃棄物行政を取り巻く社会情勢等を考慮し、環境審議会及び資源循環推進部会で議論を進め、推進項目の見直しを行うものです。

2 計画素案の骨子

(1) 計画期間

2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間

(2) 目標値の設定

家庭系燃やせるごみの1人1日あたりの排出量を2031（令和13）年度において411gに削減します。【参考：2018（平成30）年度は488g/人・日】

(3) 施策体系

	基本施策	項目数
1	家庭から出るごみを減らす	5
2	事業者などから出るごみを減らす	4
3	ごみの再使用・再生利用への誘導	4
4	情報の共有化	3
5	参画と協働のネットワークづくり	5
6	環境負荷を低減した適正処理の推進	6
7	経営感覚にもとづく施策の推進	3
8	今ある施設を最大限利用	2
	合計	32

※主な具体的施策

- ・プラスチックごみの減量
- ・ごみ処理手数料の適正化
- ・家庭系ごみ袋制度の導入

3 今後のスケジュール

2021年12月中旬以降

計画素案に係るパブリックコメント実施

2022年2月

環境審議会（計画策定）

2022年3月

市長答申

計画公表